

平和大通り公園（平和大通り公園交流区域に限る。）指定管理者候補者の公募要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
平和大通り公園（平和大通り公園交流区域に限る。） 広島市中区小町ほか
- (2) 設置目的
平和大通り公園の効用を十分に発揮させ、利用者の利便の向上を図ることを目的とする。

2 募集の概要

- (1) 募集期間
令和6年7月12日～令和6年10月11日
- (2) 指定期間
供用開始日～令和27年12月31日
- (3) 管理の基準
 - ア 供用日 通年
 - イ 供用時間 終日
 - ウ 特記事項
原則として供用日や供用時間の変更は認めない。
- (4) 業務の内容等
 - ア 平和大通り公園交流区域の利用の禁止及び制限に関すること。
 - イ 平和大通り公園交流区域における行為の許可に関すること。（「緊急の場合は許可を取り消す。」などの条件を付す。）
 - ウ 平和大通り公園交流区域の維持管理に関すること。
 - エ その他市長が定める業務
 - オ 特記事項
 - (ア) 利用料金制を導入する。
 - (イ) 申請者から本市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
 - (ウ) 大規模災害時等の場合は、本市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
 - (エ) 指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等の引継ぎを行う。
 - (オ) 附帯事業として、平和大通りの魅力向上に向けた取組を行うこと。
- (5) 配置人員
現地常駐を必須としないが、公園を適正に管理できる体制を備えること。
- (6) 指定管理料の上限額（19年間分）
5億5,110万円
なお、指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
- (7) 指定管理料の支払方法
 - ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
 - イ 支払は、原則、毎月払とする。
- (8) 評価基準
 - ア 欠格事項
申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
 - (ア) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て、破産法に基づく破産の申立てを受けている場合
 - (イ) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている場合
 - (ウ) 地方自治法施行令第167条の4に該当する場合
 - (エ) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
 - (オ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 - (カ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
 - (キ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
 - (ク) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
 - (ケ) 広島市公共施設整備等事業者選定審議会（平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者選定部会に限る。）委員が経営又は運営に直接関与している法人
 - (コ) 本事業に関するアドバイザー業務を受託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社中国支社及び同社と本アドバイザー業務において提携関係にある者並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある法人

イ 評価項目・配点

Park-PFI 事業と一体のものとして以下のとおり評価を行う。

評価項目		配点
内容面	【全体計画（事業の実施方針、実施体制及び資金計画）】※Park-PFI 事業を含む。 [評価のポイント] ① コンセプトが明確で、本事業の目的に合致しているか。鎮魂、憩い、にぎわい、おもてなしが調和し、「平和のシンボルロード」につながるビジョンが描かれているか。都心回遊の重要な拠点となるよう、回遊性の向上に資するものか。 ② 全体スケジュールは適切なものであるか。 ③ 確実に実行できる業務実施体制を構築しているか。確実な遂行を期待できる優れた実績を有しているか。 ④ 堅実な資金計画及び収支計画となっているか。団体の経営は安定しているか。	40点
	【Park-PFI 事業（施工、公募対象公園施設、特定公園施設等）】	75点
	【指定管理業務（利用者の平等利用の確保、維持管理・利用者サービス、イベント及びにぎわいの創出）、附帯要件】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。 ② 適切に維持管理できる体制及び計画となっているか。事故や特別な事象が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できる方策がとられているか。利用者に対するサービスの向上を図れるものであるか。 ③ 本事業にふさわしいイベントを企画・誘致し、日常的なにぎわいの創出に向けた利用促進策を実施できる体制及び計画となっているか。利用料金の設定は適切なものか。	60点
価格面	【提案額（公募対象公園施設の設置許可に係る年間使用料、特定公園施設等の設計・整備費、指定管理料）】※Park-PFI 事業を含む。 ① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。 ② 上記①以外の場合は、提案額と上限額等を踏まえた算式により採点する。	25点
計		200点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 加点減点項目・配点

【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率が2.5%を超えて3.75%未満の場合は4点加点 ② 障害者雇用率が3.75%以上で5.0%未満の場合は7点加点 ③ 障害者雇用率が5.0%以上の場合は10点加点 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点	公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.5%→2.8%」「3.75%→4.2%」「5.0%→5.6%」と読み替える。
【環境問題への配慮】 ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加点	
【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点	
【地域貢献度】 ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。	
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。

※ 【障害者雇用率の達成】については、障害者雇用状況報告書の作成義務がない団体であっても加点対象とする。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

(9) 業務実施状況評価が低評価である場合のペナルティについて

指定期間の令和8年度から令和24年度までの間に、2年度連続して業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者候補者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。